

## 社会福祉法人常明会役員等報酬規程

(目的) 第1条 この規程は、社会福祉法人常明会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条に基づき、評議員、役員（理事及び監事）、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬) 第2条 法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償) 第3条 法人の役員等に対し、費用弁償は行わないものとする。

(改廃) 第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則 この規程は、平成30年6月16日から施行する。